

令和6年嵐山町農業委員会 第7回総会議事録

1. 開会日時

令和6年8月26日（月）午前10時30分～午前11時00分

2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員（出席者8名）

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子
第5番 安藤紀子 第6番 杉田健一 第7番 青木美恵子 第8番 杉田 哲

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第24号 嵐山町農用地利用集積計画について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会会議規則第6条の規定による、定足数に達しております。

議長 よって、令和6年嵐山町農業委員会第7回総会は成立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第1 瀬山 和令 委員

議席番号 第2 金井 敏隆 委員

議席番号 第3 内田 公生 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。
会期は、本日一日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。
初めに、農業委員会第7回総会に提出されました議案について、報告します。議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件、議案第24号 嵐山町農用地利用集積計画について1件、合計2件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇〇〇△△△番、地目：畑、面積：277㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地氏名A氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地氏名B氏です。

事務局 申請理由は、経営規模の拡大、権利関係は、所有権移転です。

事務局 当申請は、主にこんにゃくを植え付けする計画でございます。なお、作付け後に収穫した作物については、自己消費や身内へ譲るなどをして消費していくとのこと。

事務局 それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。

事務局 全部効率利用要件：現在所有している農地については、田については担い手に貸し付けをし、自作地では果樹や露地野菜の作付けをしているため、適正に農地として利用されております。なお、取得する農地については、営農計画書のとおり、作付けをし、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われれます。

事務局

農業常時従事要件：現在の経営地では年間で200日程度、農業に従事しているとのことですので、問題ないと思われます。なお、当申請地については、営農計画書のとおり、年間100日程度、従事するとのこととです。

事務局

地域との調和要件：取得する予定の農地はこれまでも畑として利用されており、取得後も同様に畑として利用するため、周辺農地の利用に影響はないと考えているとのこととです。また、万が一被害が生じた場合には責任を持って対処いたします。との記載もあるので、問題ないと思われます。

事務局

以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。以上とです。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、
現地調査をしておりますので、その報告を第2班
杉田委員、お願いします。

杉田委員

議案第23号について、調査報告をいたします。8
月19日の農地調査会にて、申請地を調査してまいり
ました。周辺農地に影響はないと思われ、許可妥当と
判断いたします。以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第23号 農地法第3条第1項の規
定による許可申請について採決します。

議長

本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めま
す。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

議長 続きます、日程第 5 議案第 24 号 嵐山町農用地利用集積計画についての件を議題とします。また、議案第 24 号については、第 2 番 金井委員が貸付人として申請をしているため、農業委員会等に関する法律第 31 条及び嵐山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、議事に参与することができないため、一時退席といたします。(金井委員退席)

議長 本案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長 議案第 24 号 嵐山町農用地利用集積計画について、説明いたします。

農政課長 新規設定は、田 1 筆 1,600 m²、畑 7 筆 10,828 m²、計 8 筆 12,428 m²です。

農政課長 更新再設定は、田 8 筆 13,474 m²、畑 0 筆、計 8 筆 13,474 m²です。

農政課長 合計 16 筆 25,902 m²、うち田 9 筆 15,074 m²、畑 7 筆 10,828 m²です。

農政課長 (新規 8 筆・更新 8 筆の説明をする)

農政課長 以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの農政課長の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ
(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。これより、議案第24号 嵐山町農用地利用集積計画について採決します。本案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第24号 嵐山町農用地利用集積計画については、原案のとおり承認し、嵐山町長に回答することに決定しました。

議長 ここで金井委員に復席をお願いします。(金井委員復席)

議長 ここで、一時退席された金井委員に申し上げます。議案第24号 農用地利用集積計画については、原案のとおり承認し、嵐山町長へ回答することに決定しましたのでお知らせします

議長

これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長

以上をもちまして、令和6年嵐山町農業委員会第7回総会を閉会します。

議長

お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議 長

杉田 哲

委 員

瀬山 和令

委 員

金井 敏隆

委 員

内田 公生
